令和５年第６回６月

つがる市農業委員会総会議事録

つ が る 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時　　令和５年６月２日(金)　午後１時55分から午後２時33分
2. 開催場所　　つがる市生涯学習交流センター「松の館」交流ホール
3. 出席委員数　35人中､34人出席
4. 出席委員名

1.田戸岡　誠	2.古坂　勇樹	3.太田　善造	4.三橋　衛	5.工藤　育江
6.野宮富喜子	7.笠井　正己	8.新岡　亮	10.菊池　昭二	11.葛西　勝久
12.秋田谷廣次	13.工藤しのぶ	14.成田　金春	15.杉森　広宣	16.今　輝義
17.鎌田　誠	18.福井　清光	20.三橋　弘	21.斉藤　鉄男	22.成田　清繁
23.長谷川一幸	24.工藤　恒實	25.長谷川秀樹	26.小山内　壽	27.藤本　正彦
28.工藤　正樹	29.稲葉　武彦	30.福井二三夫	31.工藤　宰	32.横山　治彦
33.山本　康樹	34.神　文敏	35.羽場　晃	36.浅見　春樹	計 34人

5. 欠席委員名　9.吉田　秀美　計１人

6. 議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　会期の決定
第３　提出議案の上程
報告第１０号　令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
報告第１１号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
議案第３５号　農地法第３条第１項の規定に基づく許可処分の取消しについて
議案第３６号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第３７号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第３８号　農用地利用集積計画の決定について

第４　諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名
局　長：竹内攻規　係　長：村田龍治　主　幹：成田圭吾　主　事：對馬拓朗
主　事：西巻塁斗　専門員：渋谷正彦　専門員：吉田真也　計７人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)
委員の皆様が揃いましたので、「令和５年第６回(６月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり､会長から挨拶がございます。

会長あいさつ（藤本正彦）
本日はお忙しいところ、総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。
いよいよ６月に入りましたが、まだまだ寒暖差がありますので、体調管理には十分注意し、農作業を頑張って頂きたいと思います。
さて、本日は６月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い

致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）
それでは、農業委員会会議規則第５条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議　長(藤本正彦会長)
ただいまの出席委員は、３５名中３４名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議　長（藤本正彦会長）
これより議事に入ります。まず議事日程第１の議事録署名委員の選任を行います。
「つがる市農業委員会会議規則」第１３条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議　長(藤本正彦会長)
ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には 25 番長谷川秀樹委員、28 番工藤正樹委員を指名致します。
次に議事日程第２の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議　長（藤本正彦会長）
ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。
それでは、これより議事日程第３の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第１０号　　令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
報告第１１号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
議案第３５号　　農地法第３条第１項の規定に基づく許可処分の取消しについて
議案第３６号　　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第３７号　　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第３８号　　農用地利用集積計画の決定について
以上、報告 2 件、議案 4 件、計 6 件を上程致します。

議 長 （藤本正彦会長）

はじめに、「報告第１０号令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」、「報告第１１号農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（村田総括主幹）

それでは、１ページをお開き願います。報告第１０号について説明致します。

「令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」。令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について報告する。令和５年６月２日提出、つがる市農業委員会会長。

報告理由ですが、農業委員会による最適化活動の推進等について、農林水産省経営局長通知並びに農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について報告するものであります。

内容については議案配布を事前に行っていることから、主な点だけ簡単に説明させていただきます。３ページをお開きください。１、最適化活動の成果目標の（１）農地の集積。目標の集積面積 12,961ha、集積率 90.6％に対して、実績は、集積面積 12,909ha、集積率 90.3％で目標を若干下回る結果となりました。点検結果として、認定農業者の死亡や離農により集積面積が減少したためで、離農者の農地を効率的に集積するため、出し手受け手の意向把握の強化を図りたいと思います。以上で報告を終わります。

事務局報告（西巻主事）

それでは、８ページをお開きください。報告第１１号について説明いたします。

「農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第６８条第１項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和５年６月２日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第１１号は、８ページの番号９２番から９ページの番号９５番までの４件です。解約は田が４件で面積は３１，１９０㎡です。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議　長（藤本正彦会長）

次に、「議案第３５号農地法第３条第１項の規定に基づく許可処分の取消しついて」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

１０ページをお開きください。議案第３５号について説明いたします。

「農地法第３条第１項の規定に基づく許可処分の取消しについて」。農地法第３条第１項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり取消し願の提出があったので承認を求める。令和５年６月２日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は１１ページから１３ページの取消し願の写しのとおり３件です。１１ペー

ジの案件は平成２４年５月総会で農地法第３条の売買で許可されましたが、所有権移転登記をしておらず、別の方へ売買するため、取消し願を提出したものです。

１２ページと１３ページの案件は令和５年３月総会で農地法第３条の売買で許可されましたが、買受人の都合により、取消し願を提出したものです。以上で説明を終わります。

議　長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第３５号の質疑を終結致します。これより、議案第３５号を採決致します。おはかり致します。議案第３５号は、原案のとおり許可処分の取消しを承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第３５号は、原案のとおり許可処分の取消しを承認することに決定致しました。

議　長（藤本正彦会長）

次に、「議案第３６号農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

それでは、１４ページをお開きください。議案第３６号について説明いたします。

「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第１条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和５年６月２日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第３６号は、１４ページの番号１５３番から２１ページの番号１６４番までの１２件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が８件で、田が５４，５４９㎡、畑が１２５，１８３㎡、「一般の売買」が１件で、畑が３，４９４㎡となっております。また、使用貸借権設定が１件で、田が３，１１２㎡、畑が１，５０１㎡、賃借権設定が２件で、田が６６，１１８㎡、畑が１７，５４８㎡です。全案件とも別添の農地法第３条調査書１ページから４ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明いたします。１４ページ、１５３番の田は総額２５５万円、１０a当り約２４万６千円、１５４番の田は総額１００万円、１０a当り約１４万４千円、１５ページ、１５５番の田は総額３５７万円、１０a当り約２５万９千円、１５６番の田は１０a当り２０万円、１６ページ、１５７番の田は総額４００万円、１

０a当り約２４万３千円、１５８番、１７ページの１５９番と１６０番の畑は１０a当り１０万円、１８ページ、１６１番の畑は１０a当り２５万円となっております。以上で説明を終わります。

議　長（藤本正彦会長）
　説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）
　ないようですので、議案第３６号の質疑を終結致します。これより、議案第３６号を採決致します。おはかり致します。議案第３６号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）
　ご異議なしと認めます。よって、議案第３６号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議　長（藤本正彦会長）
　次に、「議案第３７号農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。この案件については、１番田戸岡誠委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（１番田戸岡誠委員が退席）

事務局説明（西巻主事）
　それでは、２２ページをお開きください。議案第３７号について説明いたします。
　「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第１条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和５年６月２日提出、つがる市農業委員会会長。
　議案第３７号は、２２ページの番号９１２番の１件です。所有権移転の「あっせんによる売買」が１件で、田が２２，９５７㎡です。別添の農地法第３条調査書５ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。
　次に、売買価格について説明いたします。２２ページ、９１２番の田は１０a当り２２万円となっております。以上で説明を終わります。

議　長（藤本正彦会長）
　説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）
　ないようですので、議案第３７号の質疑を終結致します。これより、議案第３７号を採決致します。おはかり致します。議案第３７号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）
　ご異議なしと認めます。よって、議案第３７号は、原案のとおり許可することに決定致しました。１番田戸岡誠委員、入室願います。

（１番田戸岡誠委員が入室し着席）

議　長（藤本正彦会長）
　次に、「議案第３８号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（成田主幹）
　それでは２３ページをお開きください。議案第３８号について説明いたします。
　「農用地利用集積計画の決定について」。農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和５年６月２日提出、つがる市農業委員会会長。
　議案第３８号は、２３ページ番号２３番から、３０ページ番号２４１番までです。
　内訳ですが、「公社への売買」で、田が３件、面積が合計２７，６０８㎡です。次に、「公社からの売買」で、田が２件、樹園地が３件、面積が合計３５，１３９㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が４件、面積が合計３９，０３５㎡です。次に、「新規の使用貸借」で、樹園地が１件、面積が合計４，４９３㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が３件、畑が１件、面積が合計３１，７１０㎡です。
　議案第３８号の合計としまして、田が合計１２件、畑が１件、樹園地が４件、合計１７件、面積が合計１３７，９８５㎡ですが、田と畑両方の賃貸借が１件ありますので、番号で数えると１６件になります。
　それでは、売買価格について説明致します。２３ページをお開きください。２３ページ番号２３番の田は、10a 当り３０万円です。次に、番号２４番の田は、総額１３万円です。次に、２４ページ番号２５番の田は、総額８００万円です。次に、番号２６番の田は、総額３５０万円です。次に、２５ページ番号２７番の田は、10a 当り２０万円です。次に、番号２８番の樹園地は、10a 当り１０万円です。次に、２６ページ番号２９番の樹園地は、10a 当り８万円です。次に、番号３０番の樹園地は、総額３０万円です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促

進法第１８条第３項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議　長（藤本正彦会長）
説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）
ないようですので、議案第３８号の質疑を終結致します。これより、議案第３８号を採決致します。おはかり致します。議案第３８号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）
ご異議なしと認めます。よって、議案第３８号は、原案のとおり決定致しました。

次に、議事日程第４の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明
１．次期総会日程（案）について　（竹内事務局長）
１）日　時　　令和５年７月７日(金)　　午後２時００分より
場　所　　生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室

２）日　時　　令和５年８月９日(水)　　午後２時００分より
場　所　　生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室

２．事務連絡
１）令和５年度 つがる市農業委員会視察研修について　（村田総括主幹）
２）令和５年度西･つがる地区農業委員会大会について（對馬主事）
３）農地パトロール(利用状況調査)のお願いについて（吉田専門員）
４）令和５年度 農業者年金加入推進活動計画の策定について（渋谷専門員）
５）農用地のあっせんのお願いについて（成田主幹）
６）令和５年 田畑売買価格等に関する調査について（西巻主事）

議　長（藤本正彦会長）
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。
（発言がなし）

議　長（藤本正彦会長）
以上をもって、「令和６年第６回（６月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。